特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
21	みよし市遺児手当に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みよし市は、みよし市遺児手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

みよし市長

公表日

令和5年4月1日

連絡先

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	みよし市遺児手当に関する事務
②事務の概要	みよし市遺児手当支給支給条例及びみよし市遺児手当支給規則に基づき、同条例・規則で定める者に対して、みよし市遺児手当の認定・資格喪失・各種変更及び手当の支給の事務を行う。
③システムの名称	総合福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
みよし市遺児手当情報ファイル	l e e e e e e e e e e e e e e e e e e e
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項、みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】:・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている項(57の項)主務省令(番号法別表第2関係)第31条 みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第2項 別表第2の3項みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則第3条
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	こども未来部こども政策課
②所属長の役職名	こども政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	
請求先	総務部総務課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111
8. 特定個人情報ファイル	

こども未来部こども政策課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50

(0561)32-2111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和3	年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評	両書の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価 施機関に		重点項目	評価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で 項目評価書において、リス	が全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ŧネットワークシス [・]	テムを通	じた入手を除	₹ <。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			0]]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や	ゥ 情報提供ネットワー	ークシステ	ムを通じた提供]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	との接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[]	〕内部監査	[] 外部監	
9. 従業者に対する教育・	李発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	VI リスク対策		新規作成	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ -1.対象人数	平成27年9月1日	令和2年3月1日	事前	
令和2年4月1日	Ⅱ -2.取扱者数	平成27年9月1日	令和2年3月1日	事前	
令和3年4月1日	Ⅱ -1.対象人数	令和2年3月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ -2.取扱者数	令和2年3月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ-4法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第15号	事前	
令和5年4月1日	I-5評価実施機関における 担当部署	子育て健康部子育て支援課 子育て支援課長	こども未来部こども政策課 こども政策課長	事後	
令和5年4月1日	I-8特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	子育て健康部子育て支援課	こども未来部こども政策課	事後	
令和5年9月29日	I -1事務の概要	みよし市遺児手当支給支給条例及びみよし市 遺児手当支給規則に基づき、同条例・規則で 定める者に対して、みよし市遺児手当の認定・ 資格喪失・各種変更の事務を行う。	みよし市遺児手当支給支給条例及びみよし市 遺児手当支給規則に基づき、同条例・規則で 定める者に対して、みよし市遺児手当の認定・ 資格喪失・各種変更及び手当の支給の事務を 行う。	事前	
令和5年9月29日	I -4法令上の根拠	番号法第19条第15号	番号法第19条第9号 別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】:・第一欄 (情報照会者)が「都道府県知事等」の項のう ち、第二欄(事務)に「児童扶養手当法による 児童扶養手当方をおし関する事務であって主 務省令で定めるもの」となっている項 (57の項) 主務省令(番号法別表第2関係)第31条 みよし市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用に関する法律に基づ く個人番号の利用に関する条例第4条第2項 別表第203項 みよし市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用に関する条例別表第20別 のよりに市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用に関する条例別表第20別 別表第203項 みよし市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用に関する条例別表第20別 別で定める事務及び情報を定める規則 第3 条	事前	